

特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会(以下「法人」という)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道恵庭市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次の各号における拠点としての役割を担い、市民活動等まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

- (1) 市民活動の総合窓口
- (2) 様々な活動や情報を市民、団体、関係機関につなぐ中間支援拠点
- (3) 市民活動団体がまちづくり等への参画を推進する協働のまちづくり拠点
- (4) 地域の様々な課題に対してアドバイスを行う地域コミュニティの拠点
- (5) 市民や市民活動団体の交流拠点

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行ふ。

- (1) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動支援等事業
 - ② 交流拠点事業

- (2) その他の事業

- ①公共団体からの受託事業
 - ②役務の提供
 - ③物品の斡旋、販売
 - ④法人の運営援助のための収益事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

(定義)

第6条 この定款で使う言葉の意味は、次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住する人及び勤務又は通学する人
- (2) 団体 複数の市民を中心に構成される組織
- (3) 市民活動 地縁による集まりや特定目的のもとに集まった市民や団体が地域が抱える様々な問題対応や地域づくりの一翼を担うために行う活動

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおり、正会員、賛助会員及び応援企業等会員とし、正会

員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 市民活動に関心と理解があり、この法人の目的に賛同し協働するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 市民活動に関心と理解があり、この法人の目的に賛同し賛助の意思を持つ個人及び団体
- (3) 応援企業等会員 市民活動に関心と理解があり、自ら地域貢献活動を実践するなどこの法人の目的に賛同し支援の意思を持つ企業及び公共団体

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を指定された期日までに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当することとなった場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡又は団体が消滅したとき
- (3) 会員が正当な理由のないまま会費を6ヶ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当することとなった場合は、理事会の議決を経て総会において報告し、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第13条 会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名から3名を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は総会において選任する。なお、候補者の選任等については別に定めるものとする。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、全員会議を開催することができる。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行にあたる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、辞任又は任期の満了日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長し、後任者が就任するまでは職務を行うものとする。
- 3 欠員補充又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当することとなった場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第20条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(議決事項)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) その他この運営協議会に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知する。

(議長及び議事録署名人)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 総会の議事録署名人は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって開催することができる。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項及び次条第1項第2号、第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決事項について、特別な利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。
(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織・運営等に関する事項
 - (4) 全員会議及び部会の運営に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項
- (開催、招集、議長)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

2 理事会は、理事長が招集する。

- (1) 前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により5日前までに通知する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 理事会の議事録署名人は、その理事会において出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席によって開会することができる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第2項第2号の規定により、あらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長が決する。
(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第34条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、理事長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印する。

第6章 部会

(部会)

第38条 この法人は、業務企画の推進のために、部会を置くことができる。

2 部会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 全員会議

(全員会議)

第39条 理事長は、会員にこの法人の事業の経過又は課題等の報告、意見交換が必要と認めたときは、全員会議を開催することができる。

2 全員会議に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長その他必要な職員を置く。
(職員の任免)

第41条 職員の任免は、理事長が行う。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、理事長は善良なる管理者の注意義務を払うとともに忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るよう適正な運用に努めなければならない。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経る。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録として理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計区分)

第49条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業の会計に関する会計の2種とする。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行なう特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

- (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第51条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、恵庭市に寄付する。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

（公告）

第53条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示又はこの法人のホームページに掲載して行なう。

第12章 雜則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成31年5月31日までとする。

理 事 長 三浦 孝史
副理事長 田口 明美
副理事長 池永 允子
理 事 安保 真理子
理 事 神田 美佐子
理 事 高橋 正彰
理 事 本多 勝巳
理 事 渡邊 秀男
監 事 泉谷 清

監 事 三和 清春

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（団体） 年額3,000円
 - (2) 正会員（個人） 年額1,000円
 - (3) 賛助会員（団体） 年額3,000円
 - (4) 賛助会員（個人） 年額1,000円
 - (5) 応援企業等会員 年額5,000円